

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市議会議長 今吉 賢二 殿
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和6年度財政援助団体等（指定管理者）の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（指定管理者）の監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（指定管理者）監査

3 監査の対象

令和5年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況等

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象の公の施設の指定管理者を選定し、選定経緯、基本協定書、事業計画書及び指定管理施設状況調査表等の提出を求め、公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員等への質問を行い、書類審査並びに施設や備品等の管理状況について監査を行った。

6 監査の日程、実施場所及び対象部署

(1) 日程及び実施場所

日 程	実 施 場 所
令和6年6月6日	知覧老人福祉センター、ふれあいセンターわくわく川辺

令和6年6月7日

知覧図書館、穎娃図書館、南九州市市民交流センターひまわり館図書室及び南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)

(2) 対象部署

長寿介護課高齢者福祉係、福祉健康課社会福祉係及び社会教育課社会教育係

7 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

管理業務の実施状況、利用状況及び収支状況等について関係書類に基づき監査した結果、いずれの施設も施設の特性に合わせたサービスの提供を行うなど、概ね適正に管理されている。

今後とも管理運営を委託した施設が市民に満足してもらえる施設となるよう、所管課と指定管理者が連携を密にし、施設の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上の実現を期待するものである。

(2) 個別事項

①ふれあいセンターわくわく川辺

南九州市指定管理者モニタリングマニュアルでは、指定管理者は毎会計年度終了後に事業報告書を作成・提出し、市はチェックシート⑦等を基に指定管理者の経営状況について確認することとなっているが、今回提出された指定管理者の経営状況チェックシート⑦における市担当者からの総合コメントには「貸借対照表を未入手のため未評価」と記載され、適否の評価が実施されておらず、リスク管理が不十分であった。

指定管理者の経営の健全性を確認し、指定管理者が適正で効率的・効果的な施設管理を行っているかを評価するうえで、指定管理者及び指定管理業務に係る財務諸表等は欠かせないものであり、このことについては令和5年度の財政援助団体等(指定管理者)の監査結果報告の個別事項で、「モニタリングチェックシート⑦は指定管理者の経営状況を把握するものだが、指定管理者から提出された財務諸表を基に経営状況を把握し、リスク管理に努めていただきたい。」として、意見を述べていたところでもある。

指定管理者が財務内容の悪化等を理由に指定管理業務から撤退するリスク等への対応として、財務指標を含む財務安全性の点検を実施することとなっていることから、毎会計年度終了後のチェック時に必要な貸借対照表等の入手が困難で評価が出来ない場合は、前年度の財務諸表を基に経営状況を点検するなどしたうえで、リスク管理に努めていただきたい。

その他、書類審査においては事業報告書等の記載内容に誤記が散見されるものもあったので、所管課は指定管理者からの提出書類は十分に確認、精査して頂くとともに、適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

②知覧老人福祉センター

特に指摘する事項はない。

③知覧図書館、穎娃図書館、南九州市市民交流センターひまわり館図書室及び南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)

市は、四半期ごとの指定管理者業務報告の運営企画、利用実績及び事業収支など

運営状況の把握に努め、指定管理者からの事業報告書提出の際、施設の現状に応じた適正な施設の管理に係わる収支決算書となっているか確認されたい。

今後とも各図書館（室）が市民に満足してもらえる施設となるよう、所管課と指定管理者が連携を密にし、より一層の充実を図りながら、利用者からの要望や課題の解決にも取り組んでいただきたい。